

## 情報公開規定

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人えんまる（以下、当法人という）が特定非営利促進法28条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

### (公開書類)

第2条 公開書類は以下のとおりとする

- (1) 定款および諸規定
- (2) 事業計画書、各種予算に関する書類
- (3) 各事業年度の事業報告、決算、会計報告に関する重要な書類
- (4) 監査報告、会計報告、理事及び監事の名簿
- (5) 総会議事録、理事会議事録
- (6) 会計帳簿及びその他関係書類

### (閲覧場所)

第3条 閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、代表理事の指定する場所とする。

### (閲覧日時)

第4条 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所に連絡することとする。

2 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

### (インターネットによる情報公開)

第5条 当法人は、第3条の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

### (付則)

この規定は、令和2年4月1日から施行する。